

第 108 号議案

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 2 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

編入される区域		編入する字
字	区 域	字
〔豊後大野市〕 〔三重町西泉〕 神木	583の一部、584の一部及びこれらに隣接する道路である市有地の全部	〔豊後大野市〕 〔三重町西泉〕 板屋
	539、583に隣接する道路である市有地の全部	〔豊後大野市〕 〔三重町西泉〕 田中
〔豊後大野市〕 〔三重町西泉〕 田中	475の2の一部、477の1の一部、478の一部、480の1の一部、481の1の一部、482の一部及び482に隣接する道路である市有地の一部	〔豊後大野市〕 〔三重町西泉〕 板屋
〔豊後大野市〕 〔三重町西泉〕 和田	1008の一部、1009の一部	〔豊後大野市〕 〔三重町西泉〕 田中
〔豊後大野市〕 〔三重町西泉〕 板屋	字和田1010、1011に隣接する道路である市有地の一部	〔豊後大野市〕 〔三重町西泉〕 和田

提案理由

県営中山間地域総合整備事業豊後大野東部地区西原工区の土地改良事業の竣工に伴い、字の区域を変更する必要があるので、この案を提出するものである。